

関東協議会管内農業農村整備事業発注者支援機関認定制度について

1. 目的

この制度は、関東協議会管内の農業農村整備事業に係る公共工事の品質確保及び向上を目的として、発注者が、『公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）』第15条第1項の定めに基づき、発注関係事務を適正に実施するために、発注者支援機関（以下、「支援機関」という。）を活用しようとする場合において、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる支援機関の選定に資するため、農業農村整備事業発注者支援機関認定制度について定めるものである。

2. 適用業務

発注者が支援機関へ委託する発注関係事務を対象として、業務内容によって下表のとおり区分する。

業務区分	業務内容
設計・積算補助	<ul style="list-style-type: none">設計図書（仕様書、図面等）の作成積算書の作成（積算、積算参考資料）
技術審査補助	<ul style="list-style-type: none">入札・契約方法の選定技術資料の審査業務
監督補助	<ul style="list-style-type: none">工事の監督工事中の施工段階確認、施工状況・体制の評価
検査補助	<ul style="list-style-type: none">中間技術・既済部分、完成時の検査施工者、担当技術者の評価

3. 支援機関

(1) 支援機関

支援機関は、農業農村整備事業公共工事の発注者支援を行うに相応するものとして、関東協議会管内農業農村整備事業に係る公共工事の品質確保に関する協議会（以下、「品質確保対策関東協議会」という。）が公募し、応募申請に基づき、発注者支援の実施機関として品質確保対策関東協議会が認定することにより付与されるものとする。

(2) 要件

支援機関は、次の条件を全て備えたものとする。

- イ. 公平性、中立性が担保されること
- ロ. 法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること
- ハ. 品質確保対策関東協議会管内での活動実績がある公益法人等であって、農業

農村整備の特性及び関係基準等に精通していること

ニ. 業務の遂行に必要な所属支援技術者が常時確保されていること

(3) 有効期限

認定の有効期間は5年とする。なお、有効期限が過ぎた場合は、改めて認定の手続きを行うものとする。

(4) 取り消し

品質確保対策関東協議会が支援機関として相応しくないと判断したときは、認定を取り消すものとする。認定を取り消す場合は、認定取消理由書により通知するものとする。

4. 所属支援技術者

(1) 機関認定申請の際、所属支援技術者（以下「支援技術者」という。）の一覧・業務経歴等について添付するものとする。

(2) 支援技術者のうち、技術審査、検査業務に携わる者は、下表に示す経験と資格を有し、農業農村整備事業に関係する学会、継続教育機構等に参加し、技術の研鑽に努めている者とする。

経 験 及 び 資 格

技術士（農業部門）、農業土木技術管理士、及び一級土木施工管理技士の何れかの資格を有し、公共工事の発注者支援の立場として5年以上の技術的実務経験を有している者。または、公共工事の発注者支援の立場として20年以上の技術的実務経験を有している者。
--

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年12月1日より施行する。
- 2 この要領は、平成23年3月28日より適用する。

(制度の見直し)

- 3 今後、『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第8条に基づき政府が定める「公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」等に改正があった場合等には、別途、見直し再検討を行うものとする。